

町田市告示第426号

小川・鶴間地区における町区域の新設及び変更に係るてん末

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第2項により変更の請求のあった、小川・鶴間地区における町区域の新設及び変更については、2015年12月10日に議会の議決を得たので、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第4条の規定に基づき、町区域の新設及び変更に係るてん末を下記のとおり告示する。

2016年2月19日

町田市長 石 阪 丈 一

記

小川、鶴間における町区域の新設及び変更については、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき、2015年6月2日町田市公告第38号により、その案（以下「原案」という。）を公示したところ、同年6月29日、原案に対し、変更の請求があった。

そのため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第5項の規定に基づき、当該変更の請求書を添えて、当該町区域の新設及び変更に関する議案を、平成27年第3回町田市議会定例会へ提出したところ、継続審議となった。

2015年11月6日、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第6項の規定に基づく公聴会が開催され、2015年12月10日、平成27年第4回町田市議会定例会において、当該議案は原案のとおり可決した。

なお、当該議案に対する附帯決議が付された。